

宮崎県立本庄高等学校いじめ防止基本方針（改訂版）

平成30年4月1日

宮崎県立本庄高等学校

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められております。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針「宮崎県立本庄高等学校いじめ防止基本方針」が定められましたが、平成29年7月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が改定されたことを受け、本校の「いじめ防止基本方針」を改定します。

もくじ

第1	いじめの未然防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	2
2	いじめの態様	2
3	いじめの未然防止等に関する基本的考え方	2
(1)	いじめの未然防止	2
(2)	いじめの早期発見	2
(3)	いじめに対する施策	3
第2	いじめの未然防止等のための対策の内容に関する事項	
1	いじめの未然防止等のための組織	3
2	いじめの未然防止等に関する措置	3
(1)	いじめの未然防止	3
(2)	いじめの早期発見	4
(3)	いじめに対する措置	4
(4)	ネット上のいじめへの対応	7
3	その他の留意事項	7
(1)	組織的な指導体制	7
(2)	校内研修の充実	7
(3)	職員のコンプライアンスの徹底	8
(4)	校務の効率化	8
(5)	学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	8
(6)	生徒会活動の活性化	8
(7)	地域や家庭との連携について	8
(8)	関係機関との連携について	8
4	重大事態への対処	9
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し・取組みに対する評価	8
【参考】	SSWにつなぐまでの校内組織と外部機関への連携の在り方	10・11
資料1	年間を通したいじめ防止指導プログラムについて	12
資料2	学校におけるいじめ未然防止のための職務別ポイント	13
資料3	いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン	17
資料4	教室や家庭でのいじめのサイン	18
資料5	いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）	19

第1 いじめの未然防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの未然防止等に関する基本的考え方

生徒一人ひとり、かけがえのない存在であり、本校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの未然防止等の取組を行うことが重要である。

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている生徒をしっかり守ります。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

(1) いじめの未然防止

- ア いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。
- イ 生徒が安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていきます。

(2) いじめの早期発見

- ア いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害も発生している場合もあるため、背景にある事情の調査をしっかりと行い、いじめであるか否かを判断します。
- イ 生徒のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、そして情報に

基づき速やかに対応することに努めます。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、年次及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。
- イ いじめ対策のための「組織」が、いじめとして対応すべき事案かいなか判断し、いじめであると判断されたら、被害生徒のケア、加害生徒の指導などに責任を持って取り組みます。
- ウ 「いじめは決して許されないこと」「互いを認め合いながら問題を解決すること」等の指導を、加害者となった生徒のみならず、いじめの傍観者となってしまった生徒や、観客となった生徒にも行います。

第2 いじめの未然防止等のための対策に関する事項

1 いじめの未然防止等のための組織

いじめの未然防止等を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」を設置します。なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。また、教育相談の体制を充実させ、いつでも気軽に相談できる環境を作ります。

【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、年次主任、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、関係教諭、その他

【活動】

- 月1回の定例化 ※資料1参照
- 学校いじめ防止プログラム・早期発見・事案対処マニュアルの作成と実施状況の確認
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針決定
- 学校評議員会への情報提供、いじめ防止の取組を学校評価に反映させること。
- 生徒会活動を中心とした、生徒自らの手によるいじめ防止取組の充実させること。

2 いじめの未然防止等に関する施策

(1) いじめの未然防止

- ア 人権教育の全教科・全領域にわたる実践を行います。
 - 「人権教育の観点に立つ授業実践」をすすめます。
 - 各年次、定期的な「人権学習」を行います。
 - 「学校いじめ防止プログラム」に基づいた取組を行います。
- イ 生徒状況調査を実施します。
 - 新入生の状況調査を各出身中学校別に行います。
 - 月5日以上欠席者の調査を行い、対象者はいじめ不登校対策委員会の月例会において協議し、不登校への対応を行います。
- ウ 職員研修を開催します。

- 生徒理解（年度当初）
- 特別支援教育（1学期末）
- 人権に関する研修
- コンプライアンス研修（随時）等

（２） いじめの早期発見

ア 教育相談を充実させます。

- いじめ問題についての相談窓口を、原則として教育相談係とします。生徒に対しては全校集会・学年集会・ホームルーム等で、保護者に対しては、PTA集会やホームページ等で周知していきます。
- 相談は、直接の相談の他、電話でも相談も行います。
- 普段より面談・電話相談・家庭訪問などを通じて、生徒が抱える問題の把握に努めます。
- 教育相談週間に教育相談アンケートを実施し、適切な対応を行います。
- 「教育相談日誌」など、教育相談活動の記録化に努めます。

イ いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施します。

- 年3回（6月・11月・2月）の学校独自のアンケート（無記名）の実施
- 県下一斉のアンケートの実施
- その他、必要に応じてのアンケートの実施
- アンケート回収後は「いじめ不登校対策委員会」で直ちに分析を行い、いじめ問題が見つかった場合は、解消に向けての対策をただちに講じます。

ウ いじめ不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

- 職員会議・年次会等での情報の共有
- 進級時の情報の確実な引き継ぎ
- 過去のいじめ事例の蓄積
- 保護者、学校評議員等への「いじめ防止基本方針」の周知・徹底

（３） いじめに対する措置

※資料5参照

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 発見又は通報を受け職員は直ちに年次会、生徒指導部会に報告を行い、学校長は緊急の「いじめ不登校対策委員会」を招集します。
- いじめられた生徒の人権を第一に考え、徹底して守ります。

イ 情報の収集・共有

- 当事者双方、周りの生徒から聴き取り、記録します。
- 個々に聴き取りを行います。
- 状況を確認後、直ちに管理職に報告します。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握します。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握します。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定します。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が県教育委員会へ直ちに報告します。
- 生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会の職員のほか、生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任します。

○必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

エ 解決に向けた指導及び支援

○「いじめ解消」の定義

いじめは、単に謝罪をもって解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が必要です。この要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。全教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・課外児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

○専門的な支援などが必要な場合には、県教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。

○解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。

○指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ不登校対策委員会で決定します。

○事実関係が把握された時点で、「いじめ不登校対策委員会」において、指導及び支援の方針を決定します。

○「いじめ不登校対策委員会」の委員や年次職員と連携して組織的な対応に努めます。

○いじめ加害者が他校生であった場合の連携は、該当校との緊密な連携を図ります。

○指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた生徒とその保護者への支援

【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに 全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していく。

- ・絶対に守るという姿勢を示し、安全・安心を確保する。
- ・本人が何をしてほしいのかを確認し今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

【いじめられた生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・十分に時間をかけて話を聞く。
- ・生徒が不安なく学校生活を送るために、どのようにする必要があるのか一緒に考える。
- ・不安や怒りや怒りなどを真摯に受け止め、解消することに全力を挙げる。

いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

【いじめた生徒への指導と支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられた生徒の苦痛に気付かせる。
- ・自分の行為を振り返らせ、自分のあやまちに気付かせる。
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う。

【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・いじめた生徒の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・二度といじめをしないために、何をやる必要があるかを一緒に考える。

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応する。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める。
- ・いじめを見てはやし立てる行為は、直接手を下していなくても、いじめへの荷担であり、いじめと同じであることをよく理解させる。
- ・見て見ぬふりをする傍観という行為は、いじめられている生徒にとってどのような影響を与えるのか考えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

オ 関係機関への報告

- 校長は県教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。
- 指導した後、いじめが解消しているかどうかの判断を、いじめ不登校対策委員会で検討します。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

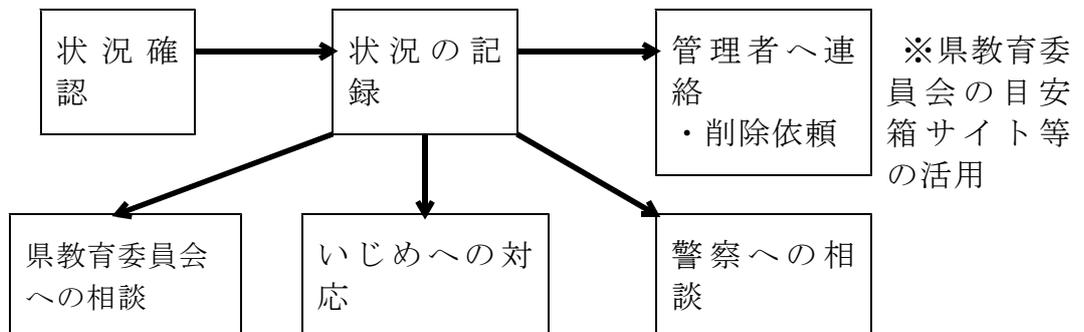
インターネット上の掲示板などを利用して誹謗(ひぼう)、中傷などを行うことです。具体的には、携帯電話やスマートフォン、パソコンなどを使ったメール、ブログ、プロフとよばれる自己紹介サイト(プロフィールサイト)、匿名の掲示板、LINEなどのコミュニケーション用アプリケーション、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、学校裏サイトなどを利用し、特定の人物を中傷する情報を書き込み、また個人情報や写真、動画などを本人に無許可で公開する、これらを総称してネットいじめといい、犯罪行為に当たります。

イ ネットいじめの予防

- 学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し指導を行います。
- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。(家庭内ルールの作成など)
- 教科やホームルーム活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話(防犯)の実施します。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関と連携し対応に当たります。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、校長のリーダーシップのもと、年次及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、学校全体で組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導

力やいじめの認知能力を高める研修や臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、カウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

(3) 職員のコンプライアンスの徹底

教師のいじめに対する認識不足、教師による生徒に対する体罰や言葉の暴力、思いやりのない一言等がいじめの発生を許し、いじめの深刻化につながることから、職員研修等により、体罰禁止の徹底の他、コンプライアンスの徹底に努めます。

(4) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(5) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

(6) 生徒会活動の活性化

生徒会活動の活性化生徒が中心となり、いじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動や生徒同士で悩みを聞き合う活動などいじめ防止に関する取組を充実させます。

(7) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTA総会、年次PTA集会、学校評議員会で本校のいじめ防止の取り組みについて説明を行い、地域や家庭との連携についての重要性を呼びかけます。

(8) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

① 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③ 「教育相談体制」の充実

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用(県教育委員会への依頼)
- ・臨床心理士による指導・助言
- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ

問題対策委員会)に協力することとします。

- 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・高額な金品を奪い取られた場合など
- 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

- 事案によっては、年次及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施します。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられるので、対応窓口を明確にし、誠実な対応に努めます。

第3 その他いじめの未然防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し、取組みに対する評価

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。
- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。
- (3) いじめ防止のための年間の取組みについての評価を年度末に行います。

【参考】 S S Wにつながるまでの校内組織と外部機関への連携の在り方

長期欠席の理由が、保護者による虐待、ネグレクトなど家庭による教育力の欠如と判断された場合、S S W他外部機関への連携を図る。

(1) 虐待、ネグレクト等と思われる事象

- ・身体に外傷が見られる ・食事をとっていない ・家の電気、ガスが止められている
- ・体から異臭がする（風呂に入れさせてもらえない）・制服にアイロンがかけられていない
- ・子どもが家に入れてもらえない
- ・保護者から性的虐待を受ける
- ・保護者が生活費を遊興費に使い込んで、生活に支障が出る（家賃滞納、校納金滞納など）
- ・弟、妹の面倒を見るため、学校を休まなければならない
- ・保護者の事で、子どもが精神的に不安定になっている（不眠が続く）
- ・子どもが生活のために強制的に働かされる
- ・子どものことで保護者の来校を呼びかけても応じない
- ・子どものことで保護者に家庭訪問を呼びかけても応じない
- ・その他 保護者の言動で虐待、ネグレクトと思われる行為

(2) 担任による把握 → 年次会による把握 → いじめ不登校対策委員会による把握（管理職の判断で）

→ 学校政策課 → S S Wへ

いじめ不登校対策委員会で、今後の対応として 観察や家庭訪問があるが、**緊急性があると管理職が認めた場合は**、学校政策課やS S W等の外部機関に連携を図る

(3) 校内組織の対応

校長 ・・・・いじめ不登校対策委員会から校内組織への指示、外部機関への連絡指示などを行う

担任・年次主任・・・本人からの事情聴取、保護者との面談、**問題点を時系列で書類作成**

↓

教育相談主任・・・本人との面談、保護者との面談（必要に応じて）養護教諭との連携を図り情報収集

↓

教頭 ・・・・学校政策課へSSW派遣要請連絡、本人に学校に通う兄弟がいる場合は、小、中、高等学校の教頭へ連絡、必要に応じてケース会議のセッティング。担任、年次主任、教育相談主任、養護教諭、生徒指導主事からの情報収集一体化。
緊急避難的な要素があると判断された場合は、児童相談所や警察へ通告

生徒指導主事・・・教頭の代理として、学校政策課や児童相談所、警察への連絡調整を行うこともある

(4) 相談窓口として

原則として、学校から通告して緊急に動いていただけるのは、警察と児童相談所のみ。あとは、保護者に直接関係機関に連絡を取ってもらわないと動いていただけない。

電話：● 面接：☆ 面接（要予約）★ メール：◆

国の相談窓口	電話番号	相談内容	受付時間	方法
宮崎地方法務局				
宮崎地方法務局（宮崎）	0985-22-5124	人権・いじめ・虐待・その他	平日 8:30～17:15	●☆◇
子どもの人権110	0120-007-110			
県の相談窓口	電話番号	相談内容	受付時間	方法
宮崎県庁				
宮崎県子ども・若者総合センター「わかば」	0985-41-7830	友人関係・人間関係・不登校・進路その他	日・月・火・金・土 10:00～19:00	●◇
児童相談所等				
中央福祉子どもセンター	0985-26-1515	子育て・非行・不登校・虐待・その他	平日 8:30～17:15	●★
子ども・ほほえみダイヤル	0985-28-4152	子どもや家庭に関する悩み	毎日 9:00～24:00	●
福祉事務所				
宮崎市福祉部子育て支援課 児童相談係	0985-21-1766	子育てに関する悩み・虐待に関すること	平日 8:30～17:15	●
西都市福祉事務所	0983-43-0376		平日 8:30～17:00	
綾町福祉保健課児童家庭係	0985-77-1114			
国富町福祉課 心配ごと相談	0985-75-9403	心配ごと全般	平日 8:30～17:00	●
→ 国富町社会福祉協議会へつなぐ	0985-75-6267		毎月第1・第3木曜 (祝日は除く) 9:30～12:00	★
教育委員会・教育研修センター ※ 保護者・本人のみが相談する機関				
ふれあいコール	0985-31-5556	いじめ・不登校・体罰など学校教育や家庭教育にかかわる悩み	月曜日～日曜日 8:30～21:00	●★
各警察署				
高岡警察署	0985-82-4110	いじめ・犯罪の被害・薬物・家庭内暴力・家出・子どもの非行問題	毎日24時間対応	●
宮崎北警察署	0985-27-0110			
宮崎南警察署	0985-50-0110			
警察本部ヤングテレホ	0985-23-7867			

(5) その他

SSWに連携要請をした時に、兄弟が複数の学校に在籍している場合は、合同のケース会議を開く場合がある。

その場合、教頭、教育相談担当、年次主任、担任の参加とし、必要に応じて生徒指導部を加える。

資料 1

本庄高校いじめ防止プログラム

月	未然防止				早期発見・早期対応		保護者・地域との連携	PDCA
	学校行事	生徒が主体となった活動	道徳や特別活動	職員研修	アンケートや教育相談等	いじめ不登校対策委員会等		
4	対面式		講演「かけがえのない私、大切なあなた」(1年次)	いじめ防止に関する職員研修	教育相談週間		PTA総会 (基本方針の説明) 学校HPに「基本方針」を掲載	計画・目標作成
5	生徒総会	いじめについて考える紙上討論①(1年次)				週1回の年次会で、生徒情報を共有、学年内のいじめの状況について学年のすべての職員で情報共有		
6		いじめについて考える紙上討論②(1年次)	<道>男性と女性のいい関係について考える(2年次)		第1回アンケート	↓ 月1回の、いじめ不登校対策委員会で各学年のいじめの状況を報告し、組織的対応について協議	学校評議員会でのいじめ防止活動の報告	
7		いじめについて考える紙上討論③(1年次) ピアサポート(1年次)	<特>就職差別をなくすために(3年次)	人権教育研修アンケートの分析と取組の改善の協議	スマホ・携帯利用調査			
8				生徒理解について		↓	三者面談での相談	中間評価と取組の改善
9					教育相談週間	職員会議で月1回全校のいじめの状況について報告し、情報を共有	PTA あいさつ運動	
10	学校祭(文化の部・体育の部)	学校祭での絆づくり	<特>「思いやりにある言動について考える」(1年次)	アンケートの分析と取組の改善の協議			PTA あいさつ運動	
11			<特>「差別の仕組みを知る」(2年次)		第2回アンケート 県アンケート		PTA あいさつ運動	
12	情報モラル講話	総合学科実践研究発表会				※緊急の事案については随時対策委員を開催	PTA あいさつ運動	
1		クラス劇「パワーハラスメント」・「差別って何」(3年)	<特>いじめ④「傍観者にならないために2」		第3回アンケート 教育相談週間	※アンケートの分析、取組の改善原案作成		中間評価と取組の改善
2	いじめ防止講話		<特>「被差別部落の歴史を学ぶ」(2年次)				学校通信でのいじめ防止活動報告	
3				今年度の反省と次年度取組事項の協議				学校評議員会での年間評価 次年度計画作成

資料 2

本庄高校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

(1) いじめの防止のための措置

《学級担任等》

- ・ SHR 等を通して、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成していく。
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

《年次主任》

- ・ 学級担任等とともに年次集会等で、いじめを許さない雰囲気を醸成する。

《教育相談担当》

- ・ 人間関係に悩む生徒の相談にあたり、いじめの芽を摘む。

《養護教諭》

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《生徒指導主事・図書教育相談部主任》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

《管理職》

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・ 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・ いじめの問題に児童生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。

(2) 早期発見のための措置

《学級担任等》

- ・ 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

- ・ 休み時間・放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

《年次主任》

- ・ 年次会等で、生徒の様子、生徒間の関係を把握する。

《教育相談担当》

- ・ 生徒が相談しやすい環境をつくり、相談業務に当たる。

《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

《生徒指導主事・図書教育相談部主任》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認する。

《管理職》

- ・ 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

(3) いじめに対する措置（※別紙：「組織的ないじめ対応の流れ」と連動）

① 情報を集める

《学級担任等、教育相談担当、生徒指導主事、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）。
- ・ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ・ その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・ いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

《「いじめの防止等の対策のための組織」（以下、「組織」という）》

※ いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定。

- ・ 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- ・ その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

② 指導・支援体制を組む

《「組織」》

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任・年次主任等、養護教諭、教育相談担当、生徒指導主事、管理職などで役割を分担）。
 - いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応
 - その保護者への対応
 - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

③－A 生徒への指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う。

《いじめられた生徒に対応する教員》

- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

《いじめた生徒に対応する教員》

- ・ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

- ・ 必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・ いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

《学級担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

《「組織」》

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・ 指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

③－B 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

資料3

いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン<例>

1 いじめられた生徒のサイン

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れて、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 教職員や生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間等	弁当にいたづらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服の汚れ等がある。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたづらされたりする。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめた生徒のサイン

いじめた生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。

資料 4

教室や家庭でのいじめのサイン<例>

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがある。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。 成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。

資料 5

いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

